

納税は住みよいまちづくりの 第一歩です

税務課管理収納係 TEL 25-1132

市税とわたしたちの暮らしのつながりや、納期限などについてお知らせします。

暮らしと税のつながり

みなさんが豊かで安心して暮らしているよう、市では、消防、ごみ処理、道路の整備といった「みんなのために役立つ活動」や、高齢者・障がい者の福祉サービス、子育て支援、学校教育といった「社会での助け合いのための活動」など、多くの市民サービスを行っています。そのため必要なお金をみんなで出し合って負担するのが「税金」です。税金はわたしたちが社会の一員として暮らしていくための大切な財源となっています。

市税などの納め忘れはありませんか

納期限までに納めていただけないかたには、督促状や催告書・電話催告などで自主的な納付をお願いしていますが、期限内に納付されなかったとの公平を保つため、差し押さえなどの滞納処分を行う場合もあります。納め忘れのあるかたは、早急に納付をお願いします。

また、納期限までに納税通知書や納付書がお手元に届いていない場合は、税務課まで連絡してください。

市税が納付できる場所

税務課（市役所西庁舎2階）・各連絡所・市内金融機関・コンビニエンスストア（一部店舗を除く）など。

また、右記の窓口に行かなくても納付できる方法として、納期限の日に指定された口座から自動的に納税できる口座振替や、納付書に印字されたバーコードを利用したスマートフォン決済、納付書に印字されたQRコードを利用した地方税共通納税システムによる納付があります。ぜひ活用してください。

納税相談窓口を利用してください

やむを得ない事情により、納期限までに税金を納めることができない場合は、気軽に相談してください。また、開庁時間に来庁できないかたのために、税務課窓口にて夜間納税相談を行っています。

夜間納税相談窓口（事前予約制）

平日の午後5時15分～8時
※希望されるかたは、事前に連絡をしてください。

おもな市税の種類と納期限は、下記の表のとおりです。

令和7年度 市税・国民健康保険税 納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	令和7年1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます（1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくことになります）。	6月30日 （月）	9月1日 （月）	10月31日 （金）	令和8年 2月2日 （月）				
固定資産税 都市計画税	令和7年1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地・家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	4月30日 （水）	7月31日 （木）	12月25日 （木）	令和8年 3月2日 （月）				
軽自動車税 （種別割）	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車および二輪の小型自動車に対し、令和7年4月1日現在の所有者に賦課されます。	6月2日 （月）							
国民健康保険税	国民健康保険に加入されている世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されるものです。	6月30日 （月）	7月31日 （木）	9月1日 （月）	9月30日 （火）	10月31日 （金）	12月1日 （月）	令和8年 2月2日 （月）	令和8年 3月2日 （月）